

## 厚生労働省におけるEBPMの取組状況について

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会  
(令和2年9月14日)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

# 厚生労働省における令和元年度EBPM推進の取組

## 1 EBPMの実践

- 令和元年度におけるEBPMの取組について(令和元年6月内閣官房行政改革推進本部事務局)等を踏まえ、令和元年6月に、各局においてEBPMの意義や効用を浸透・定着させる目的で、以下の観点から各局1施策(17施策)をEBPM対象施策に選定し、EBPMの実践を開始

令和元年度EBPM選定の観点	
観点	実践依頼における対象施策の例示等
① 予算関連事業	○ モデル事業等であって、その成果を踏まえて更なる施策の展開を想定している施策
	○ アウトカムが明確であり、事務事業との関係が客観的・定量的に評価が可能な施策
	○ 一部の地域・団体等での先進的又は独自の取組
② 政策制度(法令等)	○ 既に客観的な証拠に基づき客観的な効果が裏付けられている事業
	○ 目標としている政策の効果(負も含む)が客観的・定量的に検証可能
	○ 一部の地域・団体等での先進的又は独自の取組
その他	○ 既に客観的な証拠に基づき客観的な効果が裏付けられている事業
	○ 一部の地域・団体等での先進的又は独自の取組
	○ 上記①及び②の他、各局の判断によりEBPMの実践対象を希望する施策



## 令和元年度EBPM実践の結果

○ 実践に関する事実の把握・分析	EBPMの実践について、政策立案総括審議官が実施状況を分析したところ、ロジックモデルにおいて因果関係が明確でない、施策の効果検証が十分ではないことが明らかになった。
○ 具体的取組	上記分析を踏まえ、 ・厚生労働省EBPM推進チームにおいて、共通的な留意事項を周知 ・個別施策に係る指摘事項については、政策立案総括審議官から、EBPM実践担当課室長に対面形式で改善点を指摘 ・定期的なフォローアップを行うとともに、EBPMの人材育成に取り組む。

## 2 行政事業レビュー(公開プロセス)

- 令和元年6月の行政事業レビューの公開プロセスにおいて、以下の3事業についてロジックモデルを活用した審議を実施
  - テレワーク普及推進等対策
  - 保育環境改善等事業
  - 健康的な生活習慣づくり重点化事業

## 3 予算プロセスでの活用

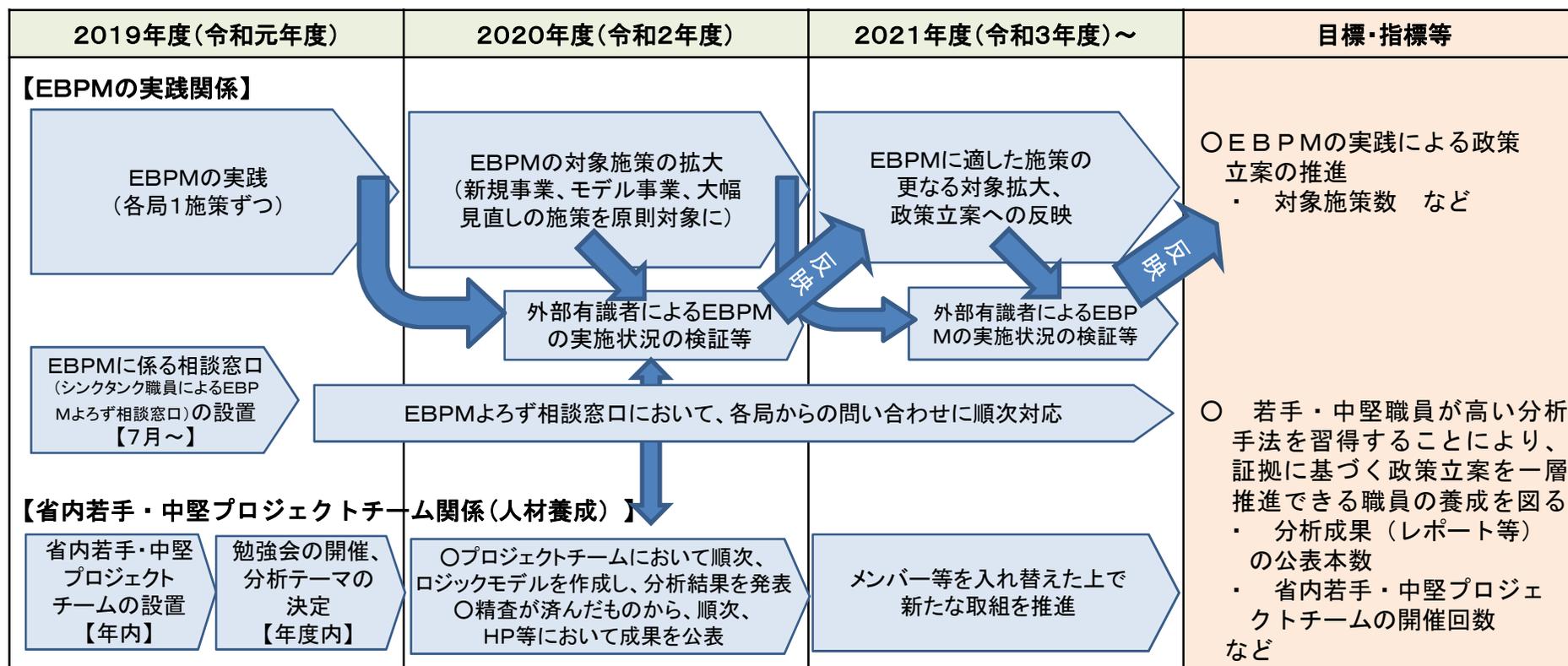
- 財務省主計局への説明において、以下の4事業についてロジックモデルを活用
  - ポジティブ・アクション周知啓発事業のうち総合的なハラスメント防止対策
  - 戦傷病者福祉事業
  - 昭和館運営事業
  - 厚生労働省統計研修事業

5. EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進  
～「第3章1.(2)EBPMの推進(EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進)」等～

(1)取組内容

- 現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、その効果を検証するため、厚生労働省を挙げて、証拠に基づく政策立案(EBPM:Evidence Based Policy Making)を実践する。
- こうした取組と並行し、データの利活用の促進並びに若手・中堅職員の分析手法の習得を主たる目的として、省内有志による省内若手・中堅プロジェクトチームを設置し、各局担当者による分析等を行った上で、その結果を、白書や審議会資料等に活用するほか、HP等でレポートを公表する。

(2)スケジュール



注:令和元年12月27日に、若手・中堅プロジェクトチームを設置

# 令和2年度以降のEBPMの実践について（厚生労働省の取組方針）

## 1. 令和元年度までの取組状況と課題

### 《取組状況》

- 統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）等に基づき、EBPMの浸透・定着に向けた「実例創出」を旨とした取組として各省庁で実施。
- 厚生労働省では、各局1施策についてロジックモデルを作成※1。ロジックモデル作成後は、各局に対して定期的なフォローアップを実施。  
※1 平成30年度：15事業、令和元年度：17事業

### 《課題》

- 全省庁的に、事業の「選定基準」が不明瞭であり、事業見直しに当たっての「プロセス」の明確性及び透明性が欠如。

## 2. 令和2年度以降の取組方針

### 《令和2年度以降の取組に関する行革方針》

- 自民党行政改革推進本部による「行政事業レビューチーム提言～EBPMの更なる徹底を～」(令和元年12月12日)では、行政事業レビューシート作成・評価の段階からEBPMの観点をより導入するため、レビューシートにロジックモデルを添付する等により、行政事業レビューの更なる改善に努めるべきとされた。
- これを踏まえ、行革事務局では、行政事業レビューとEBPMの連携の観点から、令和2年度においては、令和3年度新規要求事業のうち、要求額が10億円以上の事業については、原則として、ロジックモデルを作成・公表する予定。

### 《令和2年度以降の取組に関する厚労省方針》

- 厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表(令和元年10月8日)において、EBPMの実践対象事業を拡充する方針が示されており、上記行革方針も踏まえ、EBPMを一層推進する観点から、対象事業を行革基準よりも幅広く設定する。具体的には、令和3年度概算要求プロセスにおいて、①新規事業、②モデル事業、③大幅な見直しを考えている既存事業のうち、一定の選定基準(※2)に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成、このうち一部を公表。
- 概算要求プロセスでの活用や行政事業レビューシートを補足する資料としてロジックモデルを作成するとともに、事業の事後における効果検証の精度を高める観点から、1～3事業を行政事業レビュー「公開プロセス」(令和4年度)の候補として提示。

※2 一定の選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が <u>1億円以上</u> の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
③	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業

ただし、以下の事業については、ロジックモデルの作成・提出を不要とする。

- i) 現状・課題分析を目的とした事業
- ii) 司法判断により国の実施義務が明らかな事業
- iii) その他、特別の事情がある事業(個別協議の上、判断)

# 令和2年度以降の取組サイクルと令和3年度以降に向けた見直し

## 《依頼時期の変更(4→6下旬)》

R2/5末→7末

各局からロジックモデルの提出

【約50～70事業】

会計課との連携・協議

重点的フォローアップ事業の選定

【約15事業】(※4)

・継続的なヒアリング、エビデンス、効果検証方法等の精度向上に向けた指摘

・ロジックモデルの点検、助言等  
・省内査定を踏まえた修正

## 《R2年度EBPM実践》

R2/8末→9末

ブラッシュアップしたロジックモデルの提出

【約50事業】

R2/9上→10上

行革基準に合致する事業のロジックモデル公表

【約5事業】

外部有識者EBPM検証会(仮称)による効果検証対象事業の選定

【1～3事業】(※5)

・R2年度のEBPM対象事業について効果検証手法等の提示(R4年度に向けて)  
・H30/R1年度のEBPM対象事業について効果検証の実施(1～3事業)

R2/12末

ロジックモデルの完成版を提出

【約50事業】

ロジックモデルの公表

R3/1

R3年度

事業実施

## 《R2年度のフォローアップ》

R4年度

事業の効果の検証(自己点検)

事例集を作成

行政事業レビュー「公開プロセス」にてEBPMを検証(※7)

※7 公開プロセスの対象事業の候補案として提示し、行政事業レビュー外部有識者会合で、公開プロセス対象事業を決定。

効果検証結果を踏まえた事業の改善

外部有識者EBPM検証会(仮称)(※6)

- ロジックモデルの点検、助言、効果検証方法等の精度向上に向けた指摘等。毎年1～3事業については、具体的な効果検証も実施。
- 併せて、年度末に向けて以下を検証。次年度のEBPMの実施に反映
  - ① 事業のスクリーニング基準(選定基準・除外基準)
  - ② 予算過程での反映方法(評価方法や活用方策の検討)
  - ③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上
  - ④ その他EBPMの取組に関する全体スキーム

※3 R3概算要求説明資料に添付

※4 行革基準(10億以上の新規)に合致するものは、重点フォローアップ事業に入れる。

※5 R4年度以降の行政事業レビュー「公開プロセス」の候補として選定。

※6 外部有識者、委託業者及び事務局の3者間で検証を行い、適宜会議開催を予定。

検証結果をR3年度EBPMに反映

検証結果をR4年度EBPMに反映

# EBPMの実践に係る対象事業の選定基準

## 厚生労働省における令和2年度の取組方針

- 令和3年度概算要求プロセスにおいて、①**新規事業**、②**モデル事業**、③**大幅な見直しを考えている既存事業**のうち、一定の選定基準に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成、このうち一部を公表。

### 選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
①	<b>新規事業</b>	新規に予算要求する事業であり、要求額が <b>1億円以上</b> の事業
②	<b>モデル事業</b>	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
③	<b>大幅見直し事業</b>	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業

※ 新型コロナウイルス感染症関連事業は原則対象外とする。また、特殊事情によりEBPMの実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

### 除外基準(選定基準①～③に該当する事業でもロジックモデルの作成・提出を不要とする。)

	事業
i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手段を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)

### (1) 令和2年度のEBPMの取組について (令和2年4月17日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 行政事業レビューとEBPMの一体的取組の推進  
**新規予算要求事業(10億円以上)**について、原則、ロジックモデルを作成・公表
- 予算プロセスとEBPMの一体的取組の推進  
事業の性質等を踏まえ、省内予算検討・要求プロセスや財務省主計局への説明においてロジックモデルを積極的に作成・活用

### (2) 自民党行政改革推進本部提言(令和2年7月2日) 統計改革・EBPMワーキンググループ

- 行政事業レビューや政策評価、予算要求説明等におけるEBPM手法の活用を強化するとともに、**規制等他の分野**にも活用を広げること。
- **補正予算**についても、将来、同じような仕組の予算措置があり得るものは、行政事業レビューの手法も活用した効果分析を行い、緊急時対応を円滑化すること。  
※内閣官房行政改革推進本部及び統計改革推進室は、本年度中に提言を具体化する**ロードマップ**を作成し、本チームに報告することを求める。

## 令和2年度ロジックモデル作成状況

### 令和2年度EBPM実践事業数

提出時期	総事業数	新規事業	モデル事業	大幅見直し事業
第一次提出（7/17）	39事業			
概算要求会計課長説明に活用（8/3～8/5）	31事業	9事業	14事業	8事業
第二次提出（9月末）※9月1日時点暫定値	23事業	5事業	12事業	6事業

### 令和2年度EBPM実践事業一覧

事業名		事業名	
1	全国の病院等を検索できる医療情報サイトの構築	13	中央福祉人材センター運営事業費
2	災害拠点精神科病院整備事業	14	農業分野等との連携強化モデル事業
3	慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業	15	精神障害者保健福祉対策（依存症）
4	医薬品等輸入確認情報システム	16	精神障害者保健福祉対策（地域精神保健）
5	高齢者医薬品安全使用推進事業	17	聴覚障害児支援中核機能モデル事業
6	医療情報データベース活用推進事業	18	障害児等のインクルーシブ推進モデル事業
7	地域外国人材受入れ・定着モデル事業	19	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業
8	予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業	20	地域生活支援事業等
9	困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業	21	国民健康保険団体連合会等補助金
10	離婚前後親支援モデル事業	22	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
11	養子縁組民間あっせん機関助成事業	23	人口動態調査費
12	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金		